

二戸がしほり

令和5年12月25日発行



no. 7



発行元
岩手河川国道事務所
二戸国道維持出張所
〒028-6103
二戸市石切所字荒瀬72-1
TEL:0195-23-3366

本格的な冬を迎え、積雪・凍結路面を走行する時は冬タイヤの装着が必須です。ノーマルタイヤや溝深さが少ない冬タイヤを装着した車両の「スリップ、スタック、立ち往生」をきっかけに、長時間にわたる通行止めが発生してしまいます。特に大型車両は、積荷や路面の状況によりタイヤチェーンの装着が必要です。これから12月後半～2月にかけて、大規模な車両滞留が発生する割合が高くなってきますので、冬道は冬用タイヤ&タイヤチェーンの装着をお願いします。



冬の備えは万全ですか？

写真は、過去に二戸管内で起こった冬のスリップ等の状況写真です



◆ 積雪、凍結路面における防滑措置

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)違反行為は、反則金の適用となります。
(大型車:7千円、普通車:6千円、
二輪車:6千円、原付車:5千円)

岩手の積雪道路を安全に走行するために！

道路や積荷の状況により **駆動輪のすべてに** タイヤチェーン装着を
トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の車輪に装着



大雪予想時は、「出控え」や「予定変更・出発見送り」で、危険を回避する行動をお願いします!